

電子化した証明書（e-証明書）の発給対象となる証明書の拡大について

令和8年2月20日

- 1 令和8年2月24日以降の申請から、オンライン交付が可能な電子化した証明書（e-証明書）の発給対象を拡大し、以下4の証明書をオンラインで申請する場合は、これまでどおり紙媒体の証明書を窓口で受け取るか、e-証明書をオンラインで受け取るか、いずれかを選択することが可能になります。

これにより、e-証明書を選択した場合は、申請者は在外公館の窓口にも行くことなく証明書を受け取ることが可能となりますので、ぜひご利用ください。

（参考）証明オンライン申請とは

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page23_004157.html

※証明書のオンライン申請をするためには「[オンライン在留届（ORRネット）](#)」にて在ミラノ日本国総領事館に在留届を提出する必要があります。

- 2 なお、e-証明書の交付を受けるためには、以下の条件を満たす必要があります。申請手順につきましては、「e-証明書の申請・交付手順マニュアル」動画が[外務省ホームページ](#)に掲載されていますのでご確認ください。
 - （1）「オンライン在留届（ORRネット）」からオンライン申請すること。
 - （2）手数料はクレジットカードによるオンライン決済とすること。
 - （3）戸籍謄（抄）本の原本を必要とする証明を申請する場合は「[戸籍電子証明書提供用識別符号](#)」を入力すること。

- 3 また、証明書の提出先によっては、e-証明書または同証明書を印刷した物が受理されず、従来の紙媒体の証明書の提出が求められることもありますので、e-証明書での交付をご希望される場合は、証明書を申請される前に、ご自身で提出先に e-証明書による対応が可能か確認いただくことをお勧めします。

- 4 令和8年2月24日以降、在ミラノ日本国総領事館で e-証明書の申請受付が可能な証明は以下のとおりです。

※当館が管轄する地域以外にお住まいの方は、当館にオンライン申請できません。

- （1）在留証明 ※令和7年5月発給開始
- （2）出生証明
- （3）婚姻証明
- （4）離婚証明
- （5）戸籍記載事項証明